## コンクリート破砕器を消費する場合の火薬類譲受・消費許可申請手続 (法第17条)

## ○提出書類

① 火薬類譲受・消費許可申請書・・・様式No. 1

1日の消費見込量が、同一消費地において 150個以下の場合は、火薬類譲受許可申請書(様式 No. 1)

(注)消費地が定まっていない場合は、申請数量を 1,000 個以下とすること。

② コンクリート破砕器消費計画書・・・様式 № 12

(注)同一の消費地において、1日に 150 個を超えて消費する場合に添付すること。

③ コンクリート破砕器消費届・・・様式No.12

(注)申請数量が無許可消費数量以下の場合で、既に消費場所が定まっている場合は、火薬類譲受申請書に添付して提出すること。

なお、譲受許可申請時に消費場所が定まっていない場合は、消費を しようとする前日までに提出すること。

- ④ コンクリート破砕器作業従事者名簿・・・様式 No. 13
- ⑤ コンクリート破砕器作業主任者技能講習終了証の写

(注)所持者が1名以上必要である。

- ⑥ 位置図(縮尺1:50,000以上)
- ⑦ 状況図(縮尺1:1,000以上)

(注)ア火薬類の消費場所を朱書きすること。

イ消費場所から50m以内を危険区域として設定すること。

ウ危険区域内における保安物件を全て表示すること。

工見張人等の位置及び待避場所を表示するとともに、火薬類の消費に関連する事項の全てを記入すること。

- ⑧ 工事計画書(縮尺1:1,000以上)
- ⑨ 譲受及び消費の目的を証する書面
- ⑩ コンクリート破砕器消費同意書・・・書式例 No. 2
- (注) 危険区域内における保安物件所有者全ての同意を得ること。

その他、危険区域内で、立入禁止等の措置を行うことにより影響を 受ける者についても、必要に応じて同意を得ること。

- ① 土地使用承諾書・・・書式例 No. 3 (注)他人の土地で火薬類を消費する場合、又は火薬類取扱所、火工所設置場所及び運搬通路として他人の土地を使用する場合は、土地使用の承諾を得ること。
- ② 委任状(申請者が代理人である場合)・・・書式例 No. 1
- 提出部数 1部
- 提出先 山口県産業労働部産業政策課産業資源班 ただし、申請数量が 1,000個以下の場合は、火薬類の 消費をする場所(消費地が特定していない場合は申請者の住 所地)を管轄する県土木(建築)事務所
- 手数料 2,400円(山口県収入証紙を貼付すること。)